○南城市情報公開条例施行規則

平成18年1月1日

規則第9号

改正 平成25年10月1日規則第38号

平成28年3月30日規則第10号

平成31年3月18日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市情報公開条例(平成18年南城市条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公文書公開請求書)

第3条 条例第6条第1項の書面は、公文書公開請求書(様式第1号)とする。

(公文書公開決定通知書等)

- 第4条 条例第9条及び第10条の書面は、次の各号に掲げる公開決定等及び不存在等決定 の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 条例第9条第1項の規定により公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公文書公開決定通知書(様式第2号)
 - (2) 条例第9条第1項の規定により公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 公文書一部公開決定通知書(様式第3号)
 - (3) 条例第9条第2項の規定により公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 公文書非公開決定通知書(様式第4号)
 - (4) 条例第10条第1号の規定により、新たに文書等を作成し、又は取得して当該文書等を公開する旨の決定をしたとき 不存在文書等公開・一部公開決定通知書(様式第5号)
 - (5) 条例第10条第2号の規定により公文書を保有していないことにより請求を拒否する旨の決定をしたとき 公文書不存在による請求拒否決定通知書(様式第6号)
 - (公開決定等及び不存在等決定の期間延長通知書等)
- 第5条 条例第11条第2項の書面は、公文書公開決定期間延長通知書(様式第7号)とする。
- 2 条例第12条の書面は、公文書公開決定期間特例延長通知書(様式第8号)とする。

(第三者情報に係る意見聴取等)

- 第6条 条例第13条第1項の規定による通知は、第三者情報が記録されている公文書の公開請求に関する通知書(様式第9号)又は口頭により行う。
- 2 条例第13条第1項の意見書は、第三者情報が記録されている公文書の公開請求に関する意見書(様式第10号)とする。
- 3 条例第13条第2項の書面は、第三者情報が記録されている公文書の公益理由による公 開通知書(様式第11号)とする。
- 4 条例第13条第2項の意見書は、第三者情報が記録されている公文書の公益理由による 公開に関する意見書(様式第12号)とする。
- 5 条例第13条第3項の書面は、反対意見書の提出を受けた公文書の公開通知書(様式第13号)とする。

(公文書の公開の実施等)

- 第7条 条例第14条第2項に規定する文書又は図面の閲覧又は写しの交付は、実施機関が 指定する日時及び場所において行うものとする。
- 2 前項の場合において、公文書を閲覧する者は、当該公文書を汚損し、又は破損すること がないよう丁寧に取り扱わなければならない。
- 3 市長は、前項の規定に反するおそれがある者に対し、公文書の閲覧を禁止し、又は中止 させることができる。
- 4 公文書の公開を行う場合において、公文書の写しを交付するときの部数は、公開の請求 があった公文書1件につき1部とする。
- 5 条例第14条第2項の規則で定める方法は、別表第1のとおりとする。 (費用の納入)
- 第8条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、別表 第2のとおりとする。
- 2 前項の費用は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限 りでない。

(審査会への諮問の方法)

- 第9条 条例第17条の規定による諮問は、次に掲げる資料を添付して行うものとする。
 - (1) 審査請求書の写し
 - (2) 公文書公開請求書(様式第1号)の写し
 - (3) 公文書一部公開決定通知書(様式第3号)、公文書非公開決定通知書(様式第4

- 号)、不存在文書等公開・一部公開決定通知書(様式第5号)、公文書不存在による請求拒否決定通知書(様式第6号)の写し
- (4) その他審査の参考となる資料

(平28規則10·一部改正)

(諮問の通知)

第10条 条例第18条の規定による通知は、公文書公開審査請求に係る諮問をした旨の通知書(様式第14号)により行う。

(平28規則10·一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第11条 条例第19条において準用する条例第13条第3項の書面は、第三者からの審査 請求を棄却する場合等における公文書の公開通知書(様式第15号)とする。

(平28規則10·一部改正)

(補助団体等)

第12条 条例第27条第1項に規定する補助団体等は、南城市各種団体育成補助金交付規程(平成18年南城市告示第9号)第2条に定めるものをいう。

(公文書目録等)

- 第13条 課(課相当の組織を含む。)の長は、条例第28条の規定により作成した次に掲げる公文書の目録及び公文書の検索に必要な資料(以下「公文書目録等」という。)を備え置き、その1部を総務課に送付するものとする。
 - (1) 簿冊件名目録
 - (2) 文書目次表
 - (3) その他市長が別に定める公文書目録等(平25規則38・一部改正)

(運用状況の公表)

- 第14条 条例第29条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項について、 市が発行する広報紙に年1回掲載するものとする。
 - (1) 公開請求の状況
 - (2) 公開決定等の状況
 - (3) 審査請求の状況
 - (4) その他市長が必要と認める事項

(平28規則10·一部改正)

(事務の委任)

- 第15条 市長以外の実施機関は、次に掲げる事務を市長に委任する。
 - (1) 公開請求の受付に関すること。
 - (2) 公開決定等に係る通知の送付に関すること。
 - (3) 公文書の公開の実施に関すること。
 - (4) 公文書の写しの作成及び送付に要する費用の徴収に関すること。
 - (5) 公開決定等及び不存在等決定に対する審査請求の受付及び当該審査請求に対する 裁決の通知の送付に関すること。

(平28規則10·一部改正)

附則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月 1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請 に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の南城市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の南城市個人情報保護条例施行規則、第5条の規定による改正前の南城市財務規則、第6条の規定による改正前の南城市市民税減免の基準に関する規則、第7条の規定による改正前の南城市児童福祉法施行細則、第8条の規定による改正前の南城市保育の実施に関する条例施行規則、第9条の規定による改正前の南城市障害児福祉手当及び特別障害者手当等の事務取扱に関する規則、第10条の規定による改正前の南城市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則、第11条の規定による改正前の南城市老人福祉法施行細則、第12条の規定による改正前の南城市老人医療事務取扱細則、第13条の規定による改正前の南城市身体障害者福祉法施行細則、第14条の規定による改正前の南城市的障害者福祉支援費規則、第15条の規定による改正前の南城市知的障害者福

祉法施行細則、第16条の規定による改正前の南城市障害児通所給付決定に関する規則、第17条の規定による改正前の南城市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に関する規則、第18条の規定による改正前の南城市国民健康保険税減免取扱規則、第19条の規定による改正前の南城市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第20条の規定による改正前の南城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の南城市景観まちづくり条例施行規則、第22条の規定による改正前の南城市水洗便所改造等資金の融資に関する条例施行規則、第23条の規定による改正前の南城市水洗便所改造等資金の融資に関する条例施行規則、第23条の規定による改正前の南城市排水設備接続等資金貸付条例施行規則、第24条の規定による改正前の南城市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する条例施行規則及び第25条の規定による改正前の南城市児童手当事務取扱規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成31年3月18日規則第5号)

この規則は平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

	公文書の種類	公開の実施方法
1	文書又は図面(2の項から4の項までのいず	閲覧
	れかに相当するものを除く。)	写真撮影した印画紙に印画したものの閲
		影
		複写機により複写したものの交付
		写真撮影し、印画紙に印画したものの交付
2	マイクロフィルム	用紙に印画したものの閲覧
		専用機器により映写したものの閲覧
		用紙に印刷したものの交付
3	写真フィルム	印画紙に印画したものの閲覧
		印画紙に印画したものの交付
4	スライド	専用機器により映写したものの閲覧
		印画紙に印画したものの交付
5	映画フィルム	専用機器により映写したものの視聴
		ビデオカセットテープに複写したものの
		交付

6	は 録音テープ又は録音ディスク	専用機器により再生したものの聴取
		録音カセットテープに複写したものの交
		付
7	ビデオテープ又は録画ディスク	専用機器により再生したものの視聴
		ビデオカセットテープに複写したものの
		交付
8	電磁的記録(5の項から7の項までに該当す	用紙に出力したものの閲覧
	るものを除く。)	専用機器により再生したものの閲覧又は
		視聴
		用紙に出力したものの交付
		フレキシブルディスクカートリッジ(3.5
		インチFD(2HD))に複写したものの交付
		光ディスク(CD―R)に複写したものの交
		付
		幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリ
		ッジに複写したものの交付
		幅8ミリメートルの磁気テープカートリッ
		ジに複写したものの交付

別表第2 (第8条関係)

(平31規則5・全改)

	金額			
写しの作成に要する費	複写機により 白黒1面(日本工業規格A列3番まで)			10円
用	複写した場合 カラー1面(日本工業規格A列3番未満)			50円
		カラー1面(日本	工業規格A列3番)	80円
	CD—R等の光 [、]	ディスクに複写	光ディスク1枚につ	100円
	した場合		き	
	その他の場合			実費相当額
写しの送付に要する費用	実費相当額			

公 文 書 公 開 請 求 書

(実施機関) 殿

請求者 郵便番号 住所又は居所 (ふりがな) 氏 名 電話番号 (法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名

南城市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり請求します。

	公文書を特定できるように、公文書の件名又は知りたい事項を具 体的に記入してください。
請求する公文書 の内容	
公開の方法	□ 閲覧 □ 写しの交付(□郵送希望)
公開の方伝	□ 視聴
備考	

(注)□のある欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

様式第2号(第4条関係)

第 号 年 月 日

公文書公開決定通知書

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、南城市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公開することに決定しましたので通知します。

	490)		
100	開する 内容	5公3	文書	
公日及場	開の時び所	日	時	年月午前午前年月時から時まで午後午後なお、当日ご都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当課等までご連絡ください。
	1 11	場	所	
担	当	課	等	課(局) 係・氏名 電話番号 内線

(注)公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

様式第3号(第4条関係)

第 号年 月 日

公文書一部公開決定通知書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、南城市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することを決定しましたので通知します。

請求のま文書の											
公開の	日日	時	年	月	日	午前 午後	時カ	15	午前 午後	Н	持まで
日及り場所	// I = 1		なお、 当課等ま				合には、	あらた	いじめ	その旨	'を電話等で担
	場	折									
公開する できない		が									
公開するできない		が	条例第7	条第	号に	該当		П			
担当	課	等			Î	果(局)		ſ	系・氏	名	11
/+//\			電話番	号					内線		

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南城市長 [その他不服申立てのできる行政庁名] に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南城市を被告として(訴訟において南城市を代表する者は南城市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注)公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

様式第4号(第4条関係)

第 号 年 月 日

公文書非公開決定通知書

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、南城市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり非公開とすることを決定しましたので通知します。

- 四和しより。	
非公開とする公文書の内容	
公文書を非公開とする理由	条例第7条第 号に該当 (理由)
※ 時限性公開	年 月 日以後であれば、請求に係る公文書を公開することができます。ただし、同日以後新たに公文書の公開の請求が必要となります。
担 当 課 等	課(局) 係·氏名 電話番号 内線

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南城市長 [その他不服申立てのできる行政庁名] に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南城市を被告として(訴訟において南城市を代表する者は南城市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (注)※印欄は、請求に係る公文書の非公開とする理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

様式第5号(第4条関係)

第 号 年 月 日

不存在文書等公開 · 一部公開決定通知書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、請求のあった公文書が存在しないため、南城市情報公開条例第10条第1号の規定により、新たに文書等を作成し、又は取得して次のとおり(公開・一部公開)することを決定しましたので通知します。

XII/II O							
請求の書	あった: 内	公文容					
公用の 時び 所	日	時		午前 日 午後 日ご都合が悪い ご連絡ください	22023 0 7 3	午後	時まで うその旨を電話等で
	場	所					
	ナるこ。 cい部分						
	けるこ。		条例第7条第(理由)	号に該当			
担当	課	等	電話番号	課(局)		係・日 内線	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南城市長 [その他不服申立てのできる行政庁名] に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月 以内に、南城市を被告として(訴訟において南城市を代表する者は南城市長となりま す。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったこと を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算 して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。た だし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することがで きます。
- (注)公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。 ※印欄は、公開することができない部分があるときに記入してあります。

 第
 号

 年
 月

 日

公文書不存在による請求拒否決定通知書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、請求のあった公文書が存在しないため、南城市情報公開条例第10条第2号の規定により、請求を拒否することを決定しましたので通知します。

首することを次足しましたので囲かします。					
請求のあった公 文書の内容					
公文書の不存在の状況	□ 実施機関で保有したことがない。 □ 保有していたが廃棄した。 廃棄年月日 年 月 日 □ その他 概要:				
担 当 課 等	課(局) 係・氏名 電話番号 内線				

(教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南城市長 [その他不服申立てのできる行政庁名] に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南城市を被告として(訴訟において南城市を代表する者は南城市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注)□のある欄には、該当する□内にレ印を記入すること。

様式第7号(第5条関係)

第号年月日

公文書公開決定期間延長通知書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、南城市情報公開条例第11条第1項に規定する期間内に公開の可否を決定することができませんので、同条第2項の規定により、次のとおり期間を延長したので通知します。

請求のあった公文書 の内容					
条例第11条第1項の規 定による決定期間		年年	月月	THE SAME OF	
延長後の決定期間			月月		
延長の理由					
担当課等	電話番号	課(局)		係・氏名 内線	

様式第8号(第5条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

印

公文書公開決定期間特例延長通知書

様

(実施機関)

年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、南城市情報公開条例第11条第2項に規定する期間内にそのすべてについて公開の可否を決定することができませんので、同条例第12条の規定により、次のとおり残りの公文書について決定期間を延長したので通知します。

(大足朔間を延長したの)	C. ZEI/H U S. / (>			
請求のあった公文書の 内容					
条例第11条第2項の規 定による延長後の決定		年	月	日から	
期間(30日以内)	Ŋ,	年	月	日まで	
残りの公文書について		年	月	日から	
の延長後の決定期間		年	月	日まで	
条例第12条の規定を適 用する理由		1			
担当課等	電話番号	課(局)		係・氏名 内線	

様式第9号(第6条関係)

第 号 年 月 日

印

第三者情報が記録されている公文書の 公開請求に関する通知書

様

(実施機関)

南城市情報公開条例第5条の規定に基づき、次の公文書について公開の請求がありましたので通知します。

当該公文書の公開決定等又は不存在等決定をするのに当たって、同条例第13条第1項の 規定により、ご意見をお尋ねしたいので、別添の第三者情報が記録されている公文書の 公開請求に関する意見書(様式第10号)の提出をお願いします。

請求のあった年月日	年 月 日
公開請求されている 公文書の内容	
提出をお願いしたい 事項	
提出期限	年 月 日 ※ この公文書の公開決定等又は不存在等決定は、 年 月 日までにしなければなりません。
担当課等	課(局) 係・氏名 電話番号 内線

様式第10号(第6条関係)

年 月 日

第三者情報が記録されている公文書の 公開請求に関する意見書

(実施機関) 殿

郵便番号 住所又は居所 (ふりがな)

氏 名電話番号

(法人その他の団体にあっては、) 事務所又は事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名

年 月 日付けで通知のあった件については、次のとおり意見書を提出 します。

しより。		
意	見	
備	考	
מוש		

様式第11号(第6条関係)

第 号 年 月 日

第三者情報が記録されている公文書の 公益理由による公開通知書

様

(実施機関)

印

南城市情報公開条例第5条の規定に基づき、次の公文書について公開の請求がありましたので通知します。

当該公文書の公益理由による公開決定に先立ち、同条例第13条第2項の規定により、ご 意見がありましたら、別添の第三者情報が記録されている公文書の公益理由による公開 に関する意見書(様式第12号)の提出をお願いします。

請求のあった年月日	年 月 日
公開請求されている 公文書の内容	
公益の理由	□ 条例第7条第2号イに該当 □ 条例第7条第3号アに該当 条文の内容:人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公 にすることが必要であると認められる情報
提出期限	年 月 日 ※ この公文書の公開決定は、 年 月 日までにします。
担当課等	課(局) 係・氏名 電話番号 内線

(注)□のある欄は、該当する□内にレ印を記入すること。

様式第12号(第6条関係)

年 月 日

第三者情報が記録されている公文書の 公益理由による公開に関する意見書

(実施機関)

殿

郵便番号 住所又は居所 (ふりがな) 氏 名 電話番号

(法人その他の団体にあっては、) 事務所又は事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名

年 月 日付けで通知のあった件については、次のとおり意見書を提出 します。

0 4 9 0	
意見	
備考	

様式第13号(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

印

反対意見書の提出を受けた公文書の公開通知書

様

(実施機関)

年 月 日付けで公開に反対の意見がありました次の公文書については、検討の結果、公開することに決定しましたので、南城市情報公開条例第13条第3項の規定により通知します。

死足により 囲加し	A 7 0					
公開する公文書の内容						
公開の理由			11			
公開年月日		年 (公開決定の日	月年		日)	
担当課等	電話番号	課(局)		係・日 内線		
備考		1				

様式第14号(第10条関係)

第 号 年 月 日

公文書公開審査請求に係る諮問をした旨の通知書

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで請求がありました公文書の公開の可否に関する処分に対する審査請求については、次のとおり審査会に諮問しましたので、南城市情報公開条例第18条の規定により通知します。

請求のあった 公文書の内容					
処分の内容					
審査請求の内容					
諮問をした年月日		年	月	日	
担 当 課 等	課(電話番号	局)		係・氏名 内線	

様式第15号(第11条関係)

第 号年 月 日

第三者からの審査請求を棄却する場合 等における公文書の公開通知書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで公開決定等に対する審査請求がありました次の公文書について、検討の結果、公開することに決定しましたので、南城市情報公開条例第19条の規定により通知します。

の規定により連邦	しより。			
公開する公文書の内容				
公開の理由				
公開年月日	(2	年公開決定の日	月 月)	
担当課等	課 電話番号	(局)	係・氏名 内線	
備考				

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

(平28規則10·一部改正)

様式第4号(第4条関係)

(平28規則10·一部改正)

様式第5号(第4条関係)

(平28規則10・一部改正)

様式第6号(第4条関係)

(平28規則10・一部改正)

様式第7号(第5条関係)

様式第8号(第5条関係)

様式第9号(第6条関係)

様式第10号(第6条関係)

様式第11号(第6条関係)

様式第12号(第6条関係)

様式第13号(第6条関係)

様式第14号(第10条関係)

(平28規則10·一部改正)

様式第15号(第11条関係)

(平28規則10·一部改正)